

令和 7 年度事業計画



日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

は　じ　め　に

日本赤十字社では、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命として、災害救護事業をはじめとし、医療事業、社会福祉事業、血液事業、ボランティア・青少年の育成など様々な赤十字事業を展開しており、日頃から県民の皆様並びに地区・分区をはじめとする関係者の皆様に深いご理解とご協力をいただいていることに心より感謝を申し上げます。

さて、近年、気候変動等の影響により、全国的に自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、近い将来、本県にも甚大な被害をもたらすとされている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震の発生も懸念されていることから、日本赤十字社では様々な災害に対する対応強化を目指し、救護体制整備の一層の充実・強化を図ることとしています。

また、世界に目を向けると、各地で頻発する自然災害に加え、長引くウクライナ紛争やイスラエル・ガザの武力紛争など、様々な人道危機に直面する人々を、日本赤十字社をはじめ各国の赤十字・赤新月社、そして、国際赤十字機関において総力を挙げて支援を続けています。

このように、「目の前の苦しんでいる人を救う」という赤十字の誕生以来変わらず守り続けてきた理念を軸に、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、災害や紛争に苦しんでいる人々を救う活動のほか、平時においては、地域や教育現場における防災・減災の知識・技術の普及促進や、公的機関・他団体と連携した地域での救急法等の講習普及、防災セミナーの実施などの活動にも取り組んでいます。

当支部におきましても、これらの活動をより一層推進していくため、支部、八戸赤十字病院、青森県立はまなす医療療育センター及び青森県赤十字血液センターそれぞれが赤十字の特色を活かした活動を積極的に展開するとともに、更なる連携強化に努めて参ります。

「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命の下、“救うを託されている”組織の一員として、今後多くの県民の皆様から赤十字活動へのご賛同とご協力が得られるよう努めて参りますので、今後とも、当支部への変わらぬご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

目 次

ページ

○ 事業計画の基本方針	1
○ 事業計画	
1 災害救護事業	2
2 看護師養成事業	5
3 救急法・健康生活支援講習等の講習普及事業	6
4 赤十字奉仕団	8
5 青少年・こども赤十字	10
6 國際活動	12
7 医療事業	13
8 社会福祉事業	14
9 血液事業	15
10 赤十字会員増強・活動資金增收運動	16
11 赤十字思想普及・広報活動	20
12 青森県赤十字有功会	23
○ 行事予定表	24

令和7年度事業計画の基本方針

日本赤十字社は、創立150年（2027年5月1日）に向けて、時代と共に変化するこれからの社会課題やニーズに柔軟に対応し、赤十字としての使命を果たし続けていくために、将来の姿やそれを実現するための長期戦略及び行動指針等を示した「日本赤十字社長期ビジョン」を令和元年5月に策定した。

長期ビジョンをより継続的に実現・達成していくため、「第二次中期事業計画（令和5年度から令和7年度）」が策定されたが、第二次中期事業計画は、3期9年にわたる中期計画の中間点であり、本計画の実現が創立150年に向けた長期ビジョン達成への大きなステップとなる。

そのため、当支部及び管内3施設（八戸赤十字病院、青森県立はまなす医療療育センター、青森県赤十字血液センター）では、同計画を踏まえ、拡大する社会ニーズに対応した新たな施策に積極的にチャレンジし、赤十字事業の拡大の契機となることを目的とし、以下の方針に基づき令和7年度における本事業計画を策定した。

第二次中期事業計画の策定方針

方針1 赤十字グループが総力を挙げて達成する「共通目標」を設定することで、長期ビジョンで掲げる「人道支援の”要”」となることを目指す

方針2 課題であった「選択と集中」を推進することで、赤十字の強みを最大限に發揮することを目指す

方針3 第二次中期事業計画においては、「新興感染症への対応」及び「気候変動」を「必須テーマ」として設定することで、変化する社会課題に対応する

令和7年度においても、管内3施設（八戸赤十字病院、青森県立はまなす医療療育センター、青森県赤十字血液センター）との連携・協力をより強力なものとし、県民の皆さまや県内の法人、関連団体並びに赤十字ボランティアの方々のご支援・ご協力のもと、赤十字への期待に応えられるよう、各事業を推進する。

1 災害救護事業

～多種多様な災害対応を目指し、救護体制・整備の強化を図る～

災害救護事業は、赤十字本来の使命に基づく最重要事業である。日本赤十字社は災害対策基本法に基づく「指定公共機関」として位置づけられており、大きな役割を担っていることから、今後発生が予測される大規模地震や激甚化、頻発化する大雨災害等に対応するため、災害対応能力の強化と充実、即応体制の整備を管内3施設（八戸赤十字病院、青森県立はまなす医療療育センター、青森県赤十字血液センター）及び関係機関、団体と十分に連携を図り進める。

令和7年度における災害救護事業の重点的な取り組みとして、救護班要員の資質向上のため、知識、技術面のブラッシュアップを目的とした研修及び訓練を実施するほか、即応体制の強化のため、防災ボランティアの育成を進める。

○取り組み【重点項目】

(1) 災害対応能力の強化

ア 常設救護班の体制強化と救護班要員の資質向上

災害発生時、円滑な救護活動のため、国や地方公共団体などの訓練、研修会への参加等を通じ、関係機関、団体との連携を強化し、救護班要員の知識・技術の向上を図る。

(ア) 第1ブロック支部主催

- ・日本赤十字社第1ブロック支部合同救護訓練(秋田県秋田市・男鹿市)
- ・第1ブロック赤十字救護班研修会(宮城県石巻市)
- ・第1ブロック原子力災害対応基礎研修会(北海道札幌市)

(イ) 支部主催(一部八戸赤十字病院と共に)

- ・救護班基礎研修
- ・救護班中級研修
- ・救護班上級研修(冬期訓練)
- ・こころのケア研修会
- ・救護員としての赤十字看護師研修
- ・救護員としての赤十字看護師フォローアップ研修
- ・テールゲートリフター特別教育
- ・災害対策本部要員研修

(ウ) 日赤本社主催

- ・日赤災害医療コーディネート研修会
- ・こころのケア指導者養成研修会
- ・こころのケア指導者フォローアップ研修会

(エ) 地方公共団体等主催

- ・青森県総合防災訓練
- ・青森県原子力防災訓練
- ・青森県災害対策本部図上訓練
- ・青森県ＳＣＵ設置運営訓練
- ・青森県災害医療コーディネート研修
- ・青森県石油コンビナート等特別区域防災訓練
- ・青森市防災訓練
- ・八戸市総合防災訓練
- ・政府主催大規模地震等広域医療救護訓練
- ・東北ブロックDMA T参集訓練
- ・日本DMA T隊員技能維持研修

イ 災害対策本部機能の強化

支部災害対策本部機能強化のため、情報収集用機器等を整備するとともに、既存機器の操作習熟訓練を行う。また、あらゆる季節での災害救護活動を想定し、救護班要員が安全かつ迅速に活動ができるよう、個人防護具等の整備及び安全対策資材の整備を行う。

- (ア) 支部災害対策本部機能強化及び救護装備強化・充実のため情報収集と防災ボランティアとの協働を目指した研修会を開催する。
- (イ) 救護班要員にかかる個人防護具及び安全関連資材を整備する。

(2) 地域防災力の向上

ア 地域防災力強化のための事業

地域における防災力強化のため、以下の事業を実施する。

- (ア) 日本赤十字社防災セミナー（主催及び他団体との共催）の実施
- (イ) 赤十字地域防災ボランティア養成研修（主催）の実施
- (ウ) 本社主催防災教育事業指導者フォローアップ研修への参加及び伝達講習の開催
- (エ) 赤十字救援車「博愛号」等配置事業の実施

災害時の地域防災力強化のため、地区・分区が必要とする災害対策に要する装備の整備について、当支部がその一部を負担する。

対象：計画案に基づき、希望のあった地区・分区を対象とする。

期間：平成28年度から令和7年度までの10年間

配置物品：地域防災力強化のため、地区・分区より希望のあった物品とする。

負担額：対象とする物品の取得に要する経費の1/2、または100万円のいずれか低い額を当支部が負担する。

令和7年度の配置予定地区・分区（市町村）及び配置物品

○つがる市地区／中泊町分区／六戸町分区／東通村分区

○ミニバン車（2000cc以下 / 乗車定員7-8名 / 4WD）

（才）県支部職員の防災士資格の取得

イ 防災ボランティアの養成及び訓練の実施

災害時にボランティアが主体的に活動できるよう、本社主催の赤十字防災ボランティアリーダー養成研修会に参加者を派遣し、資質向上のための救護関連訓練等を実施する。

（3）災害被災者への救護活動

地区・分区の協力を得て即応できる体制を整え、災害発生時に以下の活動を行う。

（ア）被災者に毛布、緊急セット等の救援物資を配付する。

（イ）被災者救援のため、義援金受付を行う。

（ウ）救護班要員による避難所アセスメント及び避難所での巡回診療を行う。

2 看護師養成事業

～継続的な救護員確保のために～

日本赤十字社では、赤十字の理念に基づいた看護教育を行っており、養成された赤十字看護師は、地域医療はもとより国内外の被災地において災害救護活動を行っており、社会からの期待も大きい。

当支部では、赤十字の理念を基盤とした優秀な看護師を確保するため、奨学金貸与制度を設け、日本赤十字東北看護大学（※）において養成する。

同大学卒業後は、八戸赤十字病院に看護師として勤務しつつ訓練を重ね、災害時には救護班要員として救護所の設置、被災現場や避難所での診療、こころのケア活動などを行う。

令和7年度の養成者は、以下のとおりである。

（※）令和7年4月1日、日本赤十字秋田看護大学から日本赤十字東北看護大学へ名称変更。

赤十字看護教育施設	学年	人数
日本赤十字東北看護大学	1年	2名
	2年	2名
	3年	2名
	4年	2名
計		8名

3 救急法・健康生活支援講習等の講習普及事業 ～救命・健康・安全意識向上のための赤十字講習普及活動の推進～

「人間の苦痛を予防・軽減し、いのちと健康と尊厳を守る」ことを目的に、日常生活に役立つ知識と技術を広く普及できるよう講習会を開催するとともに、地域や各種団体等からの依頼により指導員を派遣し、災害時はもとより、日常生活においても自助・共助のしくみが根付いた地域づくりに貢献するため、講習普及活動を推進する。

令和7年度は、社会の動向やニーズを的確に把握・分析し、より多くの方に受講していただけるよう、受講機会の創出、指導員の養成、オンラインを活用した講習などに取り組む。

○取り組み【重点項目】

- ・一人ひとりが互いに安全かつ健康的な生活を送るため、講習普及活動を積極的に推進する。
- ・SNS、講習案内パンフレット等を活用し、広く講習内容の周知を図る。
- ・地域による各指導員の偏りを少なくするため、不足している地域の指導員養成を推進する。

(1) 救急法講習会

- ア 救急員養成のための講習会を実施する。
- イ 指導員養成のための講習会を実施する。
- ウ 地域や各種団体等に対して短期講習会を積極的に実施する。

(2) 水上安全法講習会

- ア 青森県警察学校等、関係機関に対する講習普及活動を実施する。
- イ 指導員養成のための講習会を実施する。
- ウ 教育機関に対して着衣泳などの短期講習を継続的に実施する。

(3) 健康生活支援講習会

- ア 支援員養成のための講習会を実施する。
- イ 指導員養成のための講習会を実施する。
- ウ 地域包括ケア活動の推進に向け、短期講習会を実施する。

(4) 幼児安全法講習会

- ア 支援員養成のための講習会を実施する。
- イ 指導員養成のための講習会を実施する。
- ウ 保育施設等に対して短期講習会を積極的に実施する。
- エ 十和田市との子育て支援等に関する連携協定に基づく各種講習を実施する。

(5) 青森県高等学校総合文化祭青少年赤十字部門救急法コンクールへの支援

「青森県高等学校総合文化祭」の一部門として開催される「青少年赤十字部門救急法コンクール」へ救急法指導員を派遣し、コンクールの運営及び審査などの支援を行う。

また、高校生への事故防止思想の啓発や応急手当技術の習得を図るため、青少年赤十字高校生メンバーを対象に県内6地区において行う救急法講習会に救急法指導員を派遣する。

(6) 講習普及体制の強化

ア 指導体制の充実強化

- ・指導員研修会を開催し、知識と技術の向上を図る。
- ・指導員の稼働率向上のため、講習参加機会を提供する。
- ・本社主催の講師養成研修に参加させ、職員講師のみならず、ボランティア講師の充実と指導員の増強を図る。

イ 教材・資材の整備

- ・各講習指導に必要な教材及び資機材を計画的に整備する。
- ・各種講習指導を効果的に行うための機材を整備する。

(7) 普及のための方策

ア 講習案内パンフレットを配布し周知する。

イ 地域の安全思想普及のため、奉仕団員などを対象とした救急法等の講習を実施する。

ウ 教職員を対象とした研修会について、各教育事務所等からの要請に基づき、指導員を派遣し、一次救命処置等の普及に努める。

(8) 地域包括ケアシステムへの貢献

超少子高齢社会を迎えつつあることから、地域、企業、地区・分区などとの連携強化を図り、赤十字講習関連のリソースを存分に活用し、地域コミュニティの活性化に向けて継続的に健康生活に資する支援を行う。

4 赤十字奉仕団

～地域と連携した防災・減災に関する活動の促進～

日本赤十字社の長期ビジョン第二次中期計画では、「ボランティアが参加しやすい活動を整備し、推進する」と掲げている。事業を取り巻く環境が刻々と変化している中で、継続した事業展開のためには、運営基盤の安定化が必要である。そのためには、奉仕団等ボランティアの主体的な参加が伴った他団体との連携または地域活動を推進し、地域コミュニティを強化するとともに、地域住民自らが災害等に対応できるよう、自助・共助の力を養うことが求められる。

超少子高齢化に伴う様々な地域課題に対し、地域の事情に精通した奉仕団員等ボランティアが取り組めるよう、当支部としては安定的かつ継続的な社会活動の推進と更なるボランティア活動の拡大・維持・発展を図るとともに、行政や他団体とのネットワークを活用し、奉仕団活動が主体的・積極的に展開されるよう支援する。

○取り組み【重点項目】

地域と連携し防災・減災に関する活動を促進し、実情に合わせた安心・安全な地域づくりに主体的・積極的に貢献する赤十字奉仕団を目指し、以下の項目を重点に定め、令和7年度における赤十字奉仕団事業を展開する。

(1) 災害への備えと活動の強化

災害時の活動は、赤十字奉仕団に求められる重要な活動の一つである。各種の研修会等により防災・減災についての知識と技術を身に付け、地域に普及・啓発するなど率先力として機能する組織を目指す。

そのために、支部主催研修会・単位団研修会を積極的に開催し、赤十字奉仕団事業に対する理解をより一層深めるとともに、団員として必要な知識の習得や活動意識の向上を図る。

(2) 地域との連携と他団体や奉仕団相互との協働の推進

赤十字奉仕団は、他団体や奉仕団相互の連携を通じて、地域社会の安心・安全を支えるなど地域社会に貢献する活動を行っている。今後さらに地域との連携と奉仕団相互の協働を推進することが、活動の伸展、ひいては地域の安心・安全につながることから、各奉仕団には積極的な取組みを推奨する。

また、各奉仕団には県外の奉仕団などが実施する先進的な取組みや好事例の共有、他県支部実施の奉仕団研修に団員を派遣するなどして、活動の拡がりに繋がる方策を展開して奉仕団活動を支援する。

(3) 主体的で積極的な赤十字奉仕団活動の促進

地域のニーズにいち早く気づくよう、委員会等をはじめとする話し合いの場の定期的な開催を促進し、課題解決に向けて活動できる環境の整備と魅力ある活動を創出し、ボランティア主体の活動の拡充を図る。

地域の問題・課題に対して目標を設置し、達成に向けた段階的な奉仕団活動の取り組みと、必要に応じて他団体と適宜連携を図るなどの主体的で積極的な奉仕団活動を支援する。

また、支部個人ボランティア「ちょこボラ」活動の推進を図るため、引き続き登録者の募集を行うとともに、個人ボランティア自らが積極的に活動に関わることができるよう、知識・技術の習得及び意識向上のための学習の機会を設けるなどの支援をする。

(4) 赤十字奉仕団員の意識向上やスキルアップのための研修の充実・強化

各種研修会を積極的に開催し、赤十字奉仕団事業に対する理解をより一層深めるとともに、団員として必要な知識の習得や活動意識の向上を図る。

さらに、本社等が主催する研修会に参加資格を満たす団員、指導講師を派遣する。

ア 支部主催の研修会

基礎研修会／リーダーシップ研修会／赤十字奉仕団合同防災研修会（8地区予定）

イ 市地区・町村分区（単位団）主催の研修会

研修会／移動研修会／合同研修会（交流会）

ウ 日赤本社主催の研修会

赤十字ボランティアリーダー研修会／支部指導講師研修会 など

(5) 支部指導講師によるボランティア活動の支援体制の強化

各種会議や研修会に指導講師を派遣し、地域の赤十字活動の担い手である奉仕団員の意識高揚と啓発を進め、組織強化のための指導等により主体的な運営や活動ができるよう、組織体制の充実に努める。

(6) 広報活動の充実強化

統合WEBサイト（日赤本社・支部統合ホームページ）やSNS等を活用し、タイムリーな情報の収集と発信に努める。また、地域の広報媒体も活用し、奉仕団活動事例などを広く紹介し「活動の見える化」をより意識し推進する。

5 青少年・こども赤十字

～メンバー同士のふれあいや他団体との交流を増やし、青少年赤十字活動を広げる～

日本赤十字社の長期ビジョン第二次中期事業計画においては、新興感染症、頻発する自然災害、気候変動などの社会課題への対応が掲げられている。

青少年・こども赤十字事業においても、これら課題に対しての知識や技術を学ぶ防災教育と救急法等の講習や研修会を継続・普及していく、より多くの青少年赤十字メンバーに参加してもらうことで、メンバー同士のふれあいはもちろん、他団体や赤十字職員との交流を通して、赤十字精神の理解を目指す。

また、赤十字の豊富なリソースを有効活用してもらえるよう、変化する教育現場のニーズに対応しながら、優しさと思いやりを持った健やかな青少年の育成を目指していく。

○取り組み【重点項目】

- ・青少年・こども赤十字メンバーに正しい防災の知識を学んでもらうため、防災教育プログラムを活用した防災思想の普及を進めていく。
- ・青少年・こども赤十字指導者に対し、防災の大切さや応急手当、健康管理についての知識を学んでもらうため、防災教育プログラムと赤十字救急法等の各種講習の普及を進めていく。
- ・青少年・こども赤十字指導者を養成し、青少年・こども赤十字の精神を正しく理解した指導者によって、心豊かな青少年の育成強化を図る。
- ・関係団体との連携や、広報媒体の有効活用によって、青少年・こども赤十字の活動を広め、社会的認知の推進を図る。

(1) 青少年・こども赤十字防災教育と各種講習の普及

日本赤十字社が作製した、防災分野での高い学習効果が期待できる2つの教材「まもるいのちひろめるぼうさい」と「ぼうさいまちがいさがしきんはっけん！」や災害に強い地域づくりを目指した「防災セミナー」を活用し、災害における「自助」と「共助」をメンバー及び指導者に学んでもらい、自分自身の身を守り、苦しんでいる人を助けるための知識の習得を図るとともに、赤十字救急法をはじめとした各種講習についても、防災教育と併せて普及・促進する。

また、赤十字の理念や防災にかかる知見等の普及を推進するため、地方気象台などの関係団体と連携を図りながら、気候変動の緩和と適用及び啓発の促進を行う。

併せて、幼稚園・保育所における園児への防災教育については、上記の教材に加え、歌を通してのちの大切さや思いやりの心を育み、そして防災意識の向上へと繋げることができるよう、当支部で制作したいのちをまもる ぼうさいイメージソング「愛をつないで」の普及・展開を継続する。

(2) 青少年・こども赤十字指導者の研修

青少年・こども赤十字活動は、指導者である教員や保育士の理解と協力のもとに実施されるものであることから、指導者育成を図るために、次の研修を推進する。

- ア 第1ブロック青少年赤十字指導者研究会
- イ 高等学校青少年赤十字指導者養成講習会（支部・青森県青少年赤十字指導者協議会高校部会・青森県高等学校文化連盟青少年赤十字部共催）
- ウ 地区主催青少年赤十字指導者研修会
- エ 地区主催こども赤十字指導者研修会

(3) 青少年・こども赤十字活動の社会的認知の推進

当支部と青森県青少年赤十字指導者協議会、指導講師、青森県青少年赤十字賛助奉仕団の連携のもと、青少年・こども赤十字活動を通して、地域社会や保護者に青少年赤十字事業を周知する効果的な方法を探り、その実現を目指す。

(4) 青少年赤十字事業の広報展開

統合WEBサイト（日赤本社・支部統合ホームページ）や日本赤十字社青森県支部SNS等を活用し、青少年・こども赤十字の活動や行事などの情報を適時収集、発信していく。

6 国際活動

～国際赤十字とニーズに応じた対応の強化～

世界各地で起こる武力紛争や気候変動などによる大規模な自然災害が発生する中で、日本赤十字社は、世界 191 の赤十字・赤新月社の一員として、緊急救援や復興支援事業、長期的人道支援ニーズへの取り組みなど多岐に渡る活動を行っている。

令和 7 年度は、異常気象や紛争など多様化する救援ニーズに対応するため、オンライン勉強会、オンラインプラットフォーム等への参加を通じて国際救援に関わる要員の養成・強化を図り、その知見を支部の地域事業や広報に積極的に活用する。

(1) 海外における災害、難民等の救援資金の拠出と海外救援金の募集

ア NHK と共同で海外たすけあい募金活動の実施

(2) 第 1 ブロック共同による国際開発協力事業

ア 救急法普及支援事業：ラオス人民民主共和国

イ 青少年赤十字海外支援事業：バヌアツ共和国

ウ 気候変動等レジリエンス強化事業：ルワンダ共和国

エ 気候変動対策事業：アフガニスタン・イスラム共和国

(3) 国際救援の現場で活躍できる国際要員の養成・教育

ア 国際要員研修会

イ 国際救援・国際要員の教育

ウ 国際NGO関連学会等への派遣

(4) 国際救援活動体験キャンプへの協力

主 催：日本赤十字東北看護大学

場 所：青森市（予定）

内 容：海外の大規模災害発生時に出動する緊急対応ユニット（ERU=Emergency Response Unit）等の運用にかかる疑似体験をするほか、様々なメニューを通して国際救援活動の理解を深める。

(5) 国際人道法及びジュネーブ条約の普及

青少年赤十字高校リーダーシップ・トレーニング・センターなどにおいて啓発する。

(6) 各国赤十字社との連携強化

米国赤十字社 三沢基地支部との連携協力

7 医療事業

～「あなたの病院、わたしの病院、そして私たちの病院」として誇れる病院づくり～

赤十字の医療施設は、災害時には医師・看護師等からなる医療救護班を編成し、災害現場に派遣するなどの災害救護活動を行うほか、平時には地域の中心的な公的病院として、救急医療をはじめ、高度医療、母子保健及び周産期医療、保健福祉活動等を含む総合医療活動を行っている。

当支部管内では、八戸市に八戸赤十字病院を有し、地域医療支援病院及び地域災害拠点病院として県民の健康保全、福祉の増進に貢献するため、次の事項に重点を置き、健全なる経営と運営を図る。

◎八戸赤十字病院

平成17年2月に制定した病院の基本理念に基づいて、患者様中心の医療を展開し、病院の内外から支持される病院を目指す。

経営の健全化を図り、次に掲げる医療活動・取り組みを実践する。

- (1) 救急医療体制の充実
- (2) 高度医療機能の強化
- (3) 地域医療の確保・充実の支援
- (4) 災害医療の対応強化（事業継続計画の整備と止水・浸水対策）
- (5) 基礎的診療から災害救護活動までの医療を習得するための研修医の活動支援
- (6) 各赤十字事業の強化（救急法等の講習普及活動及び献血）
- (7) 地域における医療・介護・福祉との連携・協力の推進
- (8) 経営改善の強化
- (9) 人材の確保・育成と職場環境の整備

八戸赤十字病院の基本理念

私たちは、地域の皆様の生命と健康を守るために、赤十字の理念にもとづいた信頼される医療を実践し、「あなたの病院、わたしの病院、そして私たちの病院」として、誇れる病院づくりに最善を尽くします。

8 社会福祉事業

～青森県と協同による地域に根ざした社会福祉事業を～

児童福祉法第42条第2号及び第43条に規定されている医療型障害児入所施設及び児童発達支援センター並びに障害者総合支援法第5条第6項、第5条第7項及び第5条第8項に規定されている療養介護、生活介護及び短期入所の運営業務を青森県より委託を受け、また、医療法に規定する病院としての機能による小児リハビリテーションを中心に、小児整形外科疾患や障がい児の小児科治療を主として行っている。

◎青森県立はまなす医療療育センター

青森県医療療育センター条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例に基づいて、日本赤十字社青森県支部が「青森県立はまなす医療療育センター」の管理運営を指定管理者として受託している。

- (1) 青森県立はまなす医療療育センターは、次に掲げる業務を行う。
- ア 医療型障害児入所施設（肢体不自由42床、重症心身障がい40床）
肢体不自由児及び重症心身障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。
 - イ 医療型児童発達支援センター（40名）
肢体不自由児及び重症心身障がい児を通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練並びに治療を行うこと。
 - ウ 療養介護（肢体不自由42床、重症心身障がい40床）
障がい者を入所させて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること。
 - エ 生活介護（20名）
障がい者を通わせて、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること。
 - オ 短期入所（空床型）
障がい者等を短期間入所させて、入浴、排せつ及び食事の介護等の便宜を供与すること。
- (2) 青森県南地域の肢体不自由児（者）のため、施設の機能を生かして、次の医療社会活動も実施する。
- ア 在宅重度身体障がい者訪問診査事業
 - イ 乳幼児発達療育相談事業
 - ウ 脊柱側弯症等学校運動器検診
 - エ 八戸市先天性股関節脱臼検診への協力

青森県立はまなす医療療育センターの基本理念

子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、その個性を伸ばし、また、ご家族のお気持ちに配慮しながら仕事を進めていくのが私たちの基本姿勢です。

私たちの施設は、日本赤十字社が運営を委託されております。国際赤十字運動の7つの基本原則に基づいて行動し、日本赤十字社としての特徴を發揮することが大切です。

7つの基本原則とは、1) 人道 2) 公平 3) 中立 4) 独立 5) 奉仕 6) 単一 7) 世界性です。

9 血液事業

～安全な血液製剤の安定供給の確保のために～

青森県赤十字血液センターでは、東北ブロックとしての一体的な運営並びに広域的な需給管理体制のもと、血液製剤の需要動向を的確に見極め、県内医療機関の要請に積極的に対応するため、献血者数は45,254人を目標とした。

事業運営にあたっては、関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、県・市町村と連携しながら、若年層をはじめ、広く県民に献血思想の普及と血液事業への理解と協力を求め、医療機関からの需要の多い400mL献血及び成分献血の確保に努め、事業の推進を図る。

(1) 令和7年度血液確保・供給計画（県内分）

区分		確保目標量(L)	確保目標人数(人)
献血量／献血者数		19,883.5	45,254
内訳	200mL献血	136.4	682
	400mL献血	12,941.6	32,354
	血漿成分献血	4,163.0	7,363
	血小板成分献血	2,642.5	4,855

供給本数 ※200mL換算		189,132
内訳	全 血	0
	赤 血 球	73,570
	血 漿 製 剤	19,982
	血 小 板 製 剤	95,580

(2) 確保対策の重点項目

- ア 若年層を中心とした献血思想の普及啓発
- イ 繙続広報及びキャンペーン実施による献血推進
- ウ 400mL献血及び成分献血確保のための積極的な活動
- エ 献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録促進及び「ラブラッドアプリ」活用の推進
- オ 献血予約の推進
- カ 市町村への献血推進及び献血目標の達成依頼
- キ 献血ルームの活性化及び献血バスの効率的稼働
- ク 献血協賛企業の募集及び新規事業所の開拓
- ケ SNS等を活用した情報発信（ホームページ・X（旧Twitter）・Facebook・YouTube・LINE等）
- コ 特定年齢に対する献血依頼
- サ 大学、高等学校等での献血セミナー実施

10 赤十字会員増強・活動資金増収運動

～運動基盤強化のための会員組織の拡充～

高い確率で発生が予測されている国難級の大規模地震や、気候変動により引き起こされ頻発化する気象災害などに対する人道支援活動への備えが重要となっている。また、近年、様々なNPOや災害救護に取り組む団体の出現など、日本赤十字社を含む災害時における救援団体等も多様化していることに加え、様々な人道支援ニーズも拡大しており、それら外部環境の変化に対応することで、日本赤十字社の存在意義を改めて示すことが必要となっている。

これらの取り組みに向けては、従前からの災害時の救護活動の強化はもちろんのこと、平時からの他団体との連携の推進が重要であり、新型コロナウイルス感染症への対応から教訓を得た避難形態の多様化や、変化・多様化する人道ニーズに対応するためには、赤十字の持つ多くのリソースを結集し、推進する必要がある。

日本赤十字社が国内外を問わず、幅広い活動を展開できるのは、赤十字の目的に賛同し、活動資金のご協力をいただく会員・協力会員をはじめとした住民、地区・分区の担当者、協賛委員、赤十字奉仕団員、ボランティア等の多くの皆様に支えられているからである。

今後も社会のニーズの変化や地域の期待に沿った活動を展開していくためには、より多くの方々の理解と協力を得て、会員の増強を図る必要がある。

赤十字に課せられた使命を着実に遂行するため、日本赤十字社青森県支部の全ての組織を挙げて赤十字会員増強・活動資金増収運動を実施する。

○取り組み【重点項目】

令和7年度は運動基盤強化のための会員組織の拡充を目指し、活動資金の募集計画を作成するほか、以下の項目を重点に定め、赤十字会員増強・活動資金増収運動を積極的に展開する。

<令和7年度 活動資金募集計画>

(スローガン)

赤十字は、動いてる！あなたと想いを一つにして。

(実施期間)

令和7年2月1日から通年実施する。

(目標額)

令和7年度 目標額 183,783,000円

内訳	目標額
地区・分区	140,572,000円
支 部	43,211,000円
合 計	183,783,000円

(1) 「会員・協力会員」の会費協力の継続

日本赤十字社は会員（社法上の表現は社員）をもって組織されており、評議員、代議員、理事等は会員から選出されることから、その母体となる会員は地域規模に相応した人数が必要である。会員は赤十字活動を展開するうえで根幹をなす存在であり、会員の増減はただちに社勢の消長に繋がるものであることから、支部及び地区・分区においては様々な機会を捉えて地域住民に会員制度の定着を図り、会員組織の拡充・強化に一層努める。

各地域において、会員・寄付者と実際に接する地区・分区の担当者をはじめ、各世帯を訪問する赤十字奉仕者には、運動の趣旨や赤十字の活動について十分に説明し、理解していただいたうえで募集活動を進める。

(2) 「会員・協力会員」の新規加入の確保・増進

支部及び地区・分区にあっては、会員・協力会員の会費協力の継続的な取り組みに加え、脱退による会員・協力会員の減少を抑えるための積極的な広報活動により理解促進を図る。

具体的な取り組みは以下のとおりである。

ア 戸別訪問による会員募集

新規協力者の確保のため、地区・分区における各地域での募集では広く毎戸を訪問し新規協力者の募集に努めるほか、死亡等による会員・協力会員の自然減少の際には同一世帯から新規協力者が得られるよう働きかけるなどし、新規加入の確保・増進を図る。

イ ダイレクトメールの活用及びクレジットカード・口座振替等による会員募集

支部から直接、寄付実績のある方等に対してダイレクトメールを送付する手法や、クレジットカード決済や預金口座振替によるダイレクトな手法による会員募集は、特に戸別訪問による会員募集が困難な地域において、会員の増強のために有効な方法であることから、全国共通活動資金募集リーフレットの配布や本社・支部ホームページへのリンク等により広く周知を図る。

なお、ダイレクトメールによる収入増加を図るため、寄付応諾率等の把握に努め効果的な会員募集を行う。

ウ 遺贈（遺言によるご寄付）及び相続財産寄付の積極的な推進

時代の趨勢とともに社会貢献活動に対する意識が高まってきている中、遺贈及び相続財産寄付に関する相談は増加傾向にあり、その内容も多様化している。会員をはじめ広く赤十字への遺贈を周知し、相続財産寄付の折には、会員加入に繋げられるよう広報を推進する。そのほか、遺贈執行の円滑化や受遺団体としての知名度向上のため、法律事務所や司法書士会等の外部の専門機関との連携も強める。

(3) 法人会員の確保・増進

法人と多様で継続性のあるパートナーシップを構築していくことは、法人会員増強を図っていくうえで必要不可欠であり、法人が有するリソースの活用や法人のSDGs等の社会貢献への意向に沿った寄付プログラムの創出により、強固な関係を築き法人会員との連携強化を積極的に推進する。

具体的には、支部が管内の法人に対して、寄付実績やWEBサイトの公開情報、CSRレポート等の内容を事前に調査し、法人の事業・特色・経営方針を把握したうえで、その法人に適したアプローチ（法人訪問、ダイレクトメールの送付及び地域の業界団体、商工会議所等関係団体や有功会を通じた協力要請）を行う。

法人の事業・特色・経営方針に合わせた寄付方法を提案することで、関心を引き寄せニーズに対応する。

(4) 金色・銀色有功章等の確保・増進

税制上の優遇措置及び表彰制度の周知を図り、運動の効果的推進を図る。

また、概ね10万円以上の会費・寄付金の大口活動資金をベースとした金色・銀色有功章等の確保・増進を図り、目標額の達成または実績額の増を目指す。

(5) 募集活動を担う赤十字奉仕者に対する理解促進

会員募集は、町内会・自治会等の地域の方々をはじめ、協賛委員及び赤十字奉仕団員などの赤十字奉仕者の協力によって行われており、その円滑な実施のためには、積極的な協力を得ることが不可欠であることから、会員増強・活動資金增收運動推進のための会議・説明会を積極的に開催し、赤十字活動への理解促進を図る。

また、各市町村で開催する各種イベントや地域赤十字奉仕団、青少年赤十字などの関連行事への積極的な参加を図る。

そのほか、会員募集の実施にあたっては、以下の点について留意する。

ア 実施にあたっては、地域の方々の理解と協力を得るとともに、地域の実情を踏まえた最も効果的と思われる時期に進めるなど、柔軟に対応できるよう地区・分区と連携しながら推進する。

イ 活動資金の協力はあくまでも任意であり、本運動の実施により地域の方々に強制感を与えることのないよう十分に留意する。

ウ 町内会・自治会等においては、戸別訪問を中心に多様な募集方法により協力をいただいていることから、地区・分区の担当者と相談しながら本運動を実施するよう留意する。

なお、町内会・自治会等が年間予算等から活動資金を拠出する方法や町内会費・自治会費等の集金に含めて活動資金を募集する方法が増えてきている実態があるが、その場合は町内会・自治会等の総会で審議いただく等、合意を得たうえで実施することを前提とする。

エ　日本赤十字社においては、「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」に定める配慮義務を怠る寄付の勧誘行為、禁止行為に該当する寄付の勧誘行為は行われておらず、同法律の施行によって活動資金募集等に変更を生じるものではないと考えているが、社会がより鋭敏になっている昨今の状況を踏まえ、今一度、現在の活動資金募集等を同法律に照らして批判を招きかねない点がないか留意する。

11 赤十字思想普及・広報活動

～運動基盤強化のための定期的・積極的な情報提供の強化～

県民に赤十字運動への理解と参画を求めるため、各種赤十字事業や広報資材等を通じ、赤十字思想の普及に努める。

○取り組み【重点項目】

運動基盤強化のための定期的かつ積極的な情報提供の強化を図るため、令和7年度は以下の項目を重点に定め、赤十字思想の普及のための広報活動を展開する。

（1）積極的な広報活動の推進

日本赤十字社の活動は、国民の皆様の幅広い支援により支えられていることから、一人でも多くの方から協力を得るため、赤十字の活動及び活動資金の使途をわかりやすく伝えられるような広報活動を展開する。

ア 情報発信の強化

身近な赤十字の活動について一層の認知度を高めるために、話題となるような防災・健康・安全など、国民の生活に役立つ活動等を実施し、地元メディアを対象としてプレスリリース等による取材誘致及び取材対応を積極的に行うとともに、活動資金の使途等についても情報発信を行う。

イ 運動資材の効果的活用

支部が配布する運動資材を赤十字病院、献血ルーム等の赤十字施設や地区・分区をはじめ、地区・分区内の公共施設等で有効活用するとともに、地域の方々に対する赤十字運動の普及・啓発にあたっては、資材の適切な使用を心掛ける。

ウ WE Bサイトやソーシャルメディア等の活用

WE Bサイトを通じて、地域の特性を踏まえた赤十字の活動に関する情報発信を強化するとともに、様々なソーシャルメディアについても積極的に活用する。また、クレジットカード決済を通じた会費納入など非接触型の方法に関する案内も積極的に行う。

エ 地域に密着した情報発信の推進

赤十字ふれあい推進事業など、例年行っている活動や地域に密着した情報発信は、地域の方々の目に留まり易く会員増強・活動資金増収運動の継続性を訴えることに有効であることから、地区・分区と連携し積極的に推進する。

また、地域密着型のイベントとして位置づけて、地元メディア等との連携を主眼として実施する「レッドライトアッププロジェクト」についても、賛同が得られるよう各協力団体等に働き掛ける。

オ 全国赤十字大会への参加

毎年5月に東京都で開催される日本赤十字社名誉総裁皇后陛下ご臨席の全国赤十字大会に、協賛委員、奉仕団員、地区・分区役職員等の赤十字関係者を参加させ、赤十字運動への理解促進を図るとともに、地域の方々に対する理解と参画を求める。

カ 大阪・関西万博 国際赤十字・赤新月運動館の運営

4月13日～10月13までの期間、大阪府夢洲を会場に開催される大阪・関西万博に、運営スタッフとして参加させ、「国際赤十字・赤新月運動館」のパビリオン運営にあたる。

キ 赤十字ふれあい推進事業

地域の方々への赤十字運動への理解と参画を図るため、市町村で開催される各種イベントにおいて、市地区・町村分区が赤十字PRブースを出展する赤十字ふれあい推進事業を実施する。

ク 支部資料展示室の運営

赤十字奉仕団、青少年赤十字等の赤十字関係者の支部訪問において、資料展示室を開放し、赤十字運動の理解促進を図る。

ケ 手縫いの赤十字旗・三上剛太郎医師の普及

手縫いの赤十字旗で知られる三上剛太郎医師について、赤十字の旗ひるがえる里づくりを行う下北郡佐井村と連携した広報資材等の効果的な活用を促し、県内外に赤十字運動の輪の広がりを目指す。

(2) 広報資材等の制作と活用

広報資材等の制作と活用により、赤十字運動や当支部が実施する赤十字会員増強・活動資金増収運動について、地域の方々への理解と協力を図る。

ア 活動資金の募集にかかる広報

(ア) 広報用ポスター (4,300枚)

広報用ポスターを各市役所・町村役場、公共施設、「道の駅」等の市町村主要施設に掲出する。

(イ) 世帯配布用広報チラシ (430,000枚)

県内全世帯を対象に事業紹介と決算報告を兼ねた広報チラシを配布する。

また、「道の駅」等の市町村主要施設への設置を行う。

(ウ) 奉仕者用協力依頼状 (12,800枚)

自治会役員等の赤十字奉仕者に対し、支部長からの協力依頼を行う。

(エ) 会員・活動資金募集の手順書 (19,400枚)

自治会役員等の赤十字奉仕者が活動資金募集を円滑に行えるよう、資料を配付する。

(オ) 税制上の優遇措置、赤十字の表彰と表彰種別 (19,400枚)

会員・活動資金募集の手順書に加え、税制優遇や表彰制度の資料を配付する。

(カ) 管内施設等との連携強化

管内施設へのリーフレットの配置などを通じた施設利用者や地域住民の方々がいつでも協力できる環境づくりのほか、支部支援団体である青森県赤十字有功会やその会員などに対し、様々な機会を通じた情報発信を行い、運動への理解と協力が得られるよう努める。

(キ) 会員への情報提供（1回につき約2,900部）

年額2千円以上の会費による支援を継続的に行う会員に対して、日本赤十字社の会員誌「クロスコムブック」を郵送する。

イ 赤十字運動への理解と参画にかかる広報

(ア) 赤十字NEWS

国内外の赤十字運動への取り組みを発信するため、機関紙「赤十字NEWS」を赤十字関係者等に郵送・配布する。

(イ) 日赤あおもり（年2回 1回につき1,000部発行）

当支部の取り組みを発信するため、広報紙「日赤あおもり」を発送する。

(ウ) 市町村広報紙への寄稿

市町村広報紙への寄稿を積極的に行い、地域に根ざした広報展開を行う。

(エ) 広報資材の貸出提供

赤十字関係者に対し、各種関連行事等に日本赤十字社本社や支部が作成する各種広報資材の効果的な活用、広報パネルや視聴覚教材の貸出や来場者に配布する赤十字関連資料の提供を行う。

12 青森県赤十字有功会

～仲間づくり運動（会員加入促進）により青森県支部を支援～

青森県赤十字有功会は、昭和55年の結成以来、支部社業推進の支援組織として重要な役割を担っている。

特に県支部と連携を図り、新規有功章会員の加入斡旋に努め、赤十字活動資金の増強に寄与するとともに、青少年赤十字活動を支援するなど、赤十字事業へ多大な貢献をしている。

また、地区で組織した弘前市、平内町、蓬田村の各有功会は、地域における「仲間づくり運動」に大きく貢献している。

令和7年度は有功会事業の一層の活性化を図るため、支部は有功章会員の積極的な勧誘に努める。

（1）赤十字思想と社旨普及の協力

赤十字会員増強運動の趣旨を理解し、機会あるごとに赤十字思想と社旨の普及に努める。

（2）会員相互の交流と親睦

会員懇親会（定時総会時）の開催、新年祝賀会員互礼会の開催、研修旅行の実施、会報の発行等

（3）「仲間づくり運動」による大口社資募集の推進

新規有功章会員の加入斡旋、有功会への勧誘等

（4）地区赤十字有功会活動の推進

地区赤十字有功会に対する助成

（5）その他

国内外の災害に対する義援金等の寄託、本会の目的達成に必要と認められる事業

令和7年度行事予定表

期 日	行 事 名	開催場所等
4月	10日 全国支部事務局長会議	本社
	11日 社会福祉施設長会議	本社
	11日 赤十字奉仕団指導講師会議	支部
	12日 新任救急法指導員研修会	青森市内
	13日 救急法指導員研修会	青森市内
	18日 青少年赤十字指導講師会議・研修会	支部
	18日 青少年赤十字担当者説明会	本社 (WEB会議)
	27日 水上安全法指導員研修会	青森市内
	未定 支部災害救護・講習普及担当課長会議	本社
	未定 防災教育事業主任指導者研修会	本社 (WEB会議)
	未定 幼児安全法指導員研修会	青森市内
5月	1~31日 赤十字運動月間	青森県内
	9日 赤十字奉仕団青森県支部委員会	青森市内
	13日 全国赤十字大会	東京都内
	17日 青年赤十字奉仕団全国協議会	本社 (WEB会議)
	23日 地区分事務委員等研修会	支部 (WEB会議)
	30~6/1 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	東京都内
	未定 地域包括ケア担当者会議	本社 (WEB会議)
	未定 市町村献血推進事業担当者会議	青森市内
6月	7~8日 青年赤十字奉仕団第1ブロック協議会	岩手県支部
	12~13日 第1ブロック支部事業推進課長会議	北海道支部
	13日 赤十字奉仕団基礎研修会	青森市内
	16日 支部赤十字奉仕団担当者研修会	本社
	17日 支部青少年赤十字担当者研修会	本社
	26日 第1回第1ブロック支部事務局長会議	本社
	27日 本社理事会・第106回代議員会	東京都内
	27日 青少年赤十字高等学校リーダーシップ・トレーニング・センター事前打合せ会議	支部
	未定 第170回支部評議員会	支部
	未定 青森県赤十字有功会総会	青森市内
7月	3~4日 赤十字奉仕団中央委員会	本社
	3~4日 第1ブロック支部組織振興課長会議	福島県支部
	4日 青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	本社
	7日 青森県青少年赤十字指導者協議会理事会・研修会	青森市内
	8~9日 全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	本社

期 日	行 事 名	開催場所等
7月 未定	29～31日 青少年赤十字高等学校リーダーシップ・トレーニング・センター／高校指導者養成講習会	青森県内
	青森市献血推進協議会総会	青森市内
	献血感謝のつどい	青森市内
	八戸赤十字病院運営審議会	八戸市内
	ソフトウェア管理担当者研修会	本社
8月	6日 指導主事対象青少年赤十字研究会	本社
	9～10日 第1ブロック赤十字救護班研修会	宮城県支部
	23～25日 赤十字ボランティア・リーダー研修会	本社
	未定 全国中堅幹部職員（課長級等）養成研修	本社
9月 未定	1～30日 A C T I O N ! 防災・減災プロジェクト	青森県内
	3～4日 ファンドレイジングセミナー2025	本社
	4～5日 第1ブロック支部事務局次長（総務課長）会議	山形県支部
	11～12日 第1ブロック支部組織振興担当者研究会	福島県支部
	18～19日 第1ブロック赤十字奉仕団委員長・担当者会議	岩手県支部
	19日 赤十字奉仕団リーダーシップ研修会	青森市内
	25～26日 全国支部事務局長会社業振興特別委員会	宮城県内
	赤十字講習担当者研修会	本社
	女性活躍推進・次世代育成支援対策推進事業研修会	本社（WEB会議）
	勤務評定制度フォローアップ研修会	本社
10月 未定	支部会計担当者研修会	本社（WEB会議）
	第1ブロック支部合同職員（課長）研修会	山形県支部
	3日 目赤紺綏・有功会会長協議会総会	佐賀県内
	8日 全国支部事務局長とのオンライン連絡会	本社（WEB会議）
	10～11日 第1ブロック支部合同救護訓練	秋田県支部
	23～24日 第1ブロック支部青少年赤十字指導者研究会	山形県支部
	24日 会員増強・活動資金增收運動推進会議	支部（WEB会議）
11月 未定	30～11/3 青少年赤十字国際交流事業	東京都内
	青森県支部養成赤十字看護学生選抜試験	支部
	青森県高等学校文化連盟青少年赤十字部門大会	つがる市
	全国基幹幹部職員（部長級等）養成研修	本社（WEB会議）
	障害者雇用促進セミナー	本社
	情報セキュリティ研修会	本社（WEB会議）
11月	6～7日 原子力災害時の救護研修	第1ブロック支部内
	6～7日 第2回第1ブロック支部事務局長会議	秋田県支部
	21日 本社理事会	本社

期 日	行 事 名		開催場所等
11月	21日	都市地区・町村分区関係者会議	
	未定	地域包括ケア担当者会議	
12月	5日	青少年赤十字高等学校リーダー研修会事前打合せ会議	
	1~25日	N H K 海外たすけあいキャンペーン	
1月	救急法講師研修会	東京都内	
	未定	健康生活支援講習講師研修会	
	幼児安全法講師研修会	本社	
1月	7~9日	青少年赤十字高等学校リーダー研修会／ 高校指導者養成講習会	
	人事・給与実務担当者研修会	本社	
	未定	労務管理セミナー	
2月	青森県赤十字有功会新年祝賀会員互礼会	青森市内ほか	
	13~15日	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	
	20日	赤十字奉仕団強化推進会議	
3月	未定	国際人道法セミナー	
	青森県献血推進協議会	青森市内	
	市町村献血推進事業担当課長会議	青森市内	
	八戸赤十字病院運営審議会	八戸市内	
	決算に向けた事前研修会	本社 (W E B会議)	
	第 1 7 1 回支部評議員会	支部	
	1~31日	A C T I O N ! 防災・減災プロジェクト	
未定	18日	第 3 回第 1 ブロック支部事務局長会議	
	19日	本社理事会・第 1 0 7 回代議員会	
	22~26日	青少年赤十字スタディー・センター	
	未定	活動資金功労表彰伝達式	
	未定	青森市内	
未定	未定	支部災害救護・講習普及担当課長会議	
	未定	支部救護業務担当者研修会	
	未定	日赤災害医療コーディネート研修会	
	未定	日赤災害医療コーディネートフォローアップ研修会	
	未定	こころのケア指導者養成研修会	
	未定	こころのケア指導者フォローアップ研修会	
	未定	赤十字防災ボランティアリーダー養成研修会	
	未定	原子力災害医療アドバイザーミーティング	
	未定	赤十字講習講師研究会	
	未定	救急法講師研究会	
	未定	水上安全法講師研究会	

期 日	行 事 名	開催場所等
未定	健康生活支援講習講師研究会	本社
	幼児安全法講師研究会	本社
	健康生活支援講師養成講習会	本社
	水上安全法講師研修会	東京都内
	青森県原子力防災訓練	青森県内
	青森県総合防災訓練	青森市内
	青森市総合防災訓練	青森市内
	青森県災害対策本部図上訓練	青森市内
	青森県ＳＣＵ設置運営訓練	青森市内
	防災教育事業指導者養成研修会	青森県内
	防災教育事業指導者フォローアップ研修会	支部
	水上安全法救助員Ⅰ養成講習会	八戸市内
	健康生活支援講習支援員養成講習会	支部
	幼児安全法支援員養成講習会	支部
	幼児安全法指導員養成講習会	支部
	テールゲートリフター特別教育	青森市内
	赤十字奉仕団等ボランティア活動研修会	本社（ＷＥＢ会議）
	赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議	青森県内
	赤十字奉仕団合同防災研修会	青森県内
	赤十字奉仕団活動研究会	西目屋村、風間浦村、階上町
	第1ブロック青少年赤十字賛助奉仕団会議	秋田県支部
	大阪・関西万博 国際赤十字・赤新月運動館	大阪府夢洲
	広報ブロックミーティング会議	宮城県支部
	会員情報統一システム研修会（仮称）	第1ブロック支部内
	地区分区との事務打合せ会	11～12地区分区
	遺贈・相続財産寄付セミナー	青森県内
	赤十字ふれあい推進事業	青森県内
	I C T 勉強会	本社（ＷＥＢ会議）

日本赤十字社青森県支部・管内施設一覧

施設名	住所・ホームページ	電話番号
日本赤十字社青森県支部	〒030-0861 青森市長島 1-3-1 https://www.jrc.or.jp/chapter/aomori/	017-722-2011
八戸赤十字病院	〒039-1104 八戸市大字田面木字中明戸 2 http://www.hachinohe.jrc.or.jp/	0178-27-3111
日本赤十字社青森県支部受託 青森県立はまなす医療療育 センター	〒031-0833 八戸市大字大久保字大塚 17-729 https://www.jrc.or.jp/chapter/aomori/ (※青森県支部ホームページ内)	0178-31-5005
青森県赤十字血液センター	〒030-0966 青森市花園 2-19-11 https://www.bs.jrc.or.jp/th/aomori/index.html	017-741-1511

令和7年度事業計画

日本赤十字社青森県支部

〒030-0861 青森市長島 1-3-1

電話 017-722-2011